

様式第6号（第17条）

会 議 録

会 議 の 名 称		2 0 2 5 年 第 5 回 春日部市農業委員会総会			
開 催 日 時		令和 7 年 5 月 2 3 日（金）	開 会	午前 10 時 00 分	
			閉 会	午前 11 時 43 分	
開 催 場 所		春日部市役所本庁舎 2 階 2 0 1 ～ 2 0 3 会議室			
議 長 氏 名		会長 市川 大倫			
出 席 者	農 業 委 員	（ 出席人数：1 9 人 ）			
		1	川鍋 浩之	1 0	岡田 實
		2	飯島 優子	1 1	新井 久義
		3	齋藤 昭雄	1 2	加藤 富夫
		4	山崎 勇喜	1 3	池上 茂
		5	中山 雅博	1 4	森本 恒平
		6	岡本 勉	1 5	森住 武雄
		7	石山 法男	1 6	萩原 勝
		8	石川 勝也	1 7	伊藤 弘子
		9	水口 健二	1 8	石塚 郁志
		（ 欠席人数：なし ）			
	事 務 局	（ 出席人数：5 人 ）			
		農業委員会事務局長 齋藤 綱紀		農業委員会事務局次長 溝口 通明	
		農地振興担当主幹 三浦 邦明		農地振興担当主査 西 真輝	
農地振興担当 主任 金子 昌行					
議 事 参 与	（ 出席人数：2 人 ）				
	農業振興課長 浜村 三博		開発調整課長 松本 正彦		
次第及び公開、一部 公開、非公開の区分		日程 1	議案第 1 号「農地法第 3 条（委員会）」：公開		
		日程 2	議案第 2 号「農地法第 4 条（知事）」：公開		
		日程 3	議案第 3 号「農地法第 5 条（知事）」：公開		
		日程 4	議案第 4 号「租税特別措置法適格者証明」：公開		
		日程 5	議案第 5 号「生産緑地法従事者証明」：公開		

	日程 6 議案第 6 号「令和 8 年度農林関係税制改正に関する要望 について」：公開 追加議案 日程 7 議案第 7 号「令和 8 年度県農地利用の最適化施策に 関する意見について」								
一部公開・非公開の 場合はその理由	☐ 要綱第 3 条第 1 号該当： ☐ 要綱第 3 条第 2 号該当： ☐ 要綱第 3 条第 3 号該当： ☐ 要綱第 3 条第 4 号該当：								
配 布 資 料	次第、総会資料								
会議録の作成方法	☐ 録音テープ等を使用した全文記録								
	☒ 録音テープ等を使用した要点記録								
	☐ 要点記録								
会議録署名の指定	<table border="1"> <tr> <th>議席番号</th><th>委員氏名</th></tr> <tr> <td>1 7</td><td>伊藤 弘子</td></tr> <tr> <td>1 8</td><td>石塚 郁志</td></tr> <tr> <td>1</td><td>川鍋 浩之</td></tr> </table>	議席番号	委員氏名	1 7	伊藤 弘子	1 8	石塚 郁志	1	川鍋 浩之
議席番号	委員氏名								
1 7	伊藤 弘子								
1 8	石塚 郁志								
1	川鍋 浩之								

発 言 者	発言内容 ・ 決定事項
議長	ただ今から２０２５年第５回総会を開会いたします。 在任委員１９名が出席しておりますので、春日部市農業委員会会議規則第６条の規定により総会は成立いたします。 また、本日は議事参与者としまして、市長部局より環境経済部農業振興課、浜村三博課長、都市整備部開発調整課、松本正彦課長が出席しております。
議長	次に、運営委員会について伊藤委員長より報告がございます。
委員長	本日午前９時００分から運営委員会を開催いたしました。 会議の内容ですが、議題として （１）「令和８年度農林関係税制改正に関する要望」について （３）農委だより第４１号（案）について その他として （１）農業委員・推進委員合同懇親会（暑気払い）について の３項目についての協議と、その他、意見交換を行いました。
議長	ありがとうございました。
議長	本日の議題は、 日程１ 議案第１号「農地法第３条（委員会）」１議案３件 日程２ 議案第２号「農地法第４条（知事）」１議案３件 日程３ 議案第３号「農地法第５条（知事）」１議案６件 日程４ 議案第４号「租税特別措置法適格者証明」１議案４件 日程５ 議案第５号「生産緑地法従事者証明」１議案１件 日程６ 議案第６号「令和８年度農林関係税制改正に関する要望について」１議案１件 合計６議案となります。
議長	次に、会議規則第３５条の規定により議事録に署名する委員を指名いたします。それでは議席番号１７番伊藤弘子委員、１８番石塚郁志委員、１番川鍋浩之委員を指名いたします。
議長	議事に入る前に申し上げます。会議規則第２５条の規定に基づき、発言の際は挙手のうえ、指名されてから起立して議席番号及び氏名を述べてから発言をお願いします。
議長	次に、事前審査の日程及び事前審査委員、農地利用最適化推進委員並びに

	議案の説明者につきましては、別紙一覧でお示しのとおりです。
議長	次に、会議規則第10条の「農業委員は自己または同居の親族、若しくはその配偶者に関する事項については、その議事に参与することができない」に該当する議案がありますので、当該議案審議の際、一時退室をしていただきます。 なお、次の議案審議に入る前には入室の確認をいたします。
議長	それでは議事にはいります。日程1、議案第1号「農地法第3条（委員会）」を議題といたします。申請番号23番から25番について、事務局より説明を求めます。
事務局	議案書1頁をご覧ください。議案第1号「農地法第3条（委員会）」について許可申請が3件ありましたので、審議を求めます。 はじめに、申請番号23番、詳細は議案書のとおり。申請理由は親族間の贈与です。案内図は1頁、詳細図は2頁となります。スクリーンをご覧ください。申請地となります。ここでは露地野菜を作付ける計画です。次に農地法第3条調査書1頁をご覧ください。書類調査の結果、農地法第3条第2項各号に該当しないことを確認しました。また、農地法施行規則に基づく申請書が整っております。 次に、申請番号24番、詳細は議案書のとおり。申請理由は経営規模の拡大です。案内図は3頁から4頁、詳細図は5頁から6頁となります。スクリーンをご覧ください。申請地となります。ここでは稲作を行う計画です。次に農地法第3条調査書2頁をご覧ください。書類調査の結果、農地法第3条第2項各号に該当しないことを確認しました。また、農地法施行規則に基づく申請書が整っております。 次に、申請番号25番、詳細は議案書のとおり。申請理由は経営規模の拡大です。案内図は7頁と8頁、詳細図は9頁と10頁となります。スクリーンをご覧ください。申請地となります。ここでは稲作を行う計画です。次に農地法第3条調査書3頁をご覧ください。譲受人の居住地はさいたま市です。保有農地の状況について、事務局がさいたま市農業委員会に確認したところ、申請人は保有農地の耕作を行っている、とのことでした。書類調査の結果、農地法第3条第2項各号に該当しないことを確認しました。また、農地法施行規則に基づく申請書が整っております。
議長	おはかりいたします。はじめに推進委員より意見を求め、次に事前審査委員より報告を求めたいと思います。これにご異議ございませんか。 (なしの声あり)

議長	異議なしと認めます。はじめに、申請番号23番及び24番について、担当地区の中井訓推進委員より意見を求めます。
推進委員	第3地区推進委員の中井訓です。申請番号23番及び24番について報告いたします。令和7年5月13日に、萩原農業委員、池上農業委員、関根推進委員及び私の4名で申請地及び保有農地の現地調査等を実施しました。その結果、問題はなく、農地法第2条の2で定められた農地の農業上の適正かつ効率的な利用が確保されていることが確認できました。以上のことから問題なし、と意見を述べ、報告といたします。
議長	次に、申請番号25番について、担当地区の遠藤敏壽推進委員より意見を求めます。
推進委員	第1地区推進委員の遠藤です。申請番号25番について報告いたします。令和7年5月9日に、石塚農業委員、斎藤農業委員、濱野推進委員と私の4名で、申請地及び保有農地の現地調査等を実施しました。確認の結果、いずれも耕作されていることを確認いたしました。このことから、農地法第2条の2で定められた農地の農業上の適正かつ効率的な利用が確保されていることが確認できたため問題なし、として意見を述べ、報告といたします。
議長	次に、事前審査委員より報告を求めます。議席番号16番萩原勝委員より申請番号23番から25番の事前審査の報告を求めます。
委員	議席番号16番萩原勝です。はじめに、申請番号23番、24番について一括して事前審査の報告をします。日時、事前審査委員等はお示ししたとおりです。申請地及び申請人保有農地について担当地区推進委員に意見を求めたところ、問題はなく、農地法第2条の2で定められた農地の農業上の適正かつ効率的な利用が確保されている、と報告を受けました。以上のことから、事前審査委員4人の合議により許可、と決しました。 次に、申請番号25番について事前審査の報告をします。申請地について担当地区推進委員に意見を求めたところ、問題はなく、農地法第2条の2で定められた農地の農業上の適正かつ効率的な利用が確保されている、と報告を受けました。また、譲受人が市外に保有する農地については、事務局の調査により、耕作を行っている、と報告を受けております。以上のことから事前審査委員4人の合議により許可、と決しました。
議長	これより質疑を求めます。発言のある方は挙手を願います。

	(質問、意見なし)
議長	質疑なしと認め、質疑を終結します。採決にはいります。申請番号23番から25番を、事前審査委員の報告のとおり許可、とすることに賛成の委員の起立を求めます。
	(全員起立)
議長	起立全員です。よって、議案第1号「農地法第3条(委員会)」、申請番号23番から25番を事前審査委員の報告のとおり許可、と決定しました。
議長	次に、日程2、議案第2号「農地法第4条(知事)」を議題といたします。申請番号6番から8番について事務局より説明を求めます。
事務局	議案書2頁をご覧ください。議案第2号「農地法第4条(知事)」について許可申請が3件ありましたので、審議を求めます。 はじめに、申請番号6番、詳細は議案書のとおり。申請理由は宅地の追認です。昭和45年以前から利用している宅地の登記簿上の地目が農地であることが判明したため、追認を求めるものです。案内図は11頁、詳細図は12頁となります。現地はスクリーンをご覧ください。昭和36年6月1日、国土地理院撮影の航空写真では、申請農地には庭が確認できます。農用地からの除外については確認済です。該当する土地改良区はありません。資金計画については、工事不要のため、ありません。申請書は整い、農地区分は、申請地周辺は農振農用地です。 次に、申請番号7番、詳細は議案書のとおり。申請理由は通路の設置です。申請地5筆のうち4筆は、申請者がデイサービスを利用するにあたり、介護車両が玄関まで入れるようにしたいこと、残る1筆については庭木の管理用の通路として活用したいと考えたことから転用申請したものです。 案内図は13頁、詳細図は14頁から15頁となります。現地はスクリーンをご覧ください。農用地ではないことを確認済です。農地の転用については該当する土地改良区発行の支障無い旨の意見書が添付されています。接続道路は東側の道路に接続しています。被害防除措置は4筆については石垣を新設するほか、残る1筆についてはコンクリートブロックが設置されています。雨水は敷地内浸透処理です。資金計画については自己資金で、金融機関発行の残高証明書が添付されています。申請書は整い、農地区分は、申請地周辺は集团的農地が10ヘクタール未満であり、第2種農地と考えます。 次に、申請番号8番、詳細は議案書のとおり。申請理由は駐車場の設置です。近隣の物流倉庫建設に従事する事業者から従業員用の貸し駐車場の設置の依頼があったことから、一時転用申請したものです。駐車場には事業者の

	従業員用 5 台を駐車する計画です。案内図は 17 頁、詳細図は 18 頁となります。現地はスクリーンをご覧ください。転用期間は 3 年です。農用地ではないことを確認済みです。該当する土地改良区はありません。接続道路は南側の道路に接続しています。被害防除措置としてコンクリートブロックが設置されています。雨水は、砂利敷きのため敷地内浸透処理です。資金計画については、自己資金で、金融機関発行の残高証明書が添付されています。 申請書は整い、農地区分は、申請地周辺は集团的農地が 10 ヘクタール未満であり、第 2 種農地と考えます。
議長	本案のうち、申請番号 6 番については、農業委員会会議規則第 10 条の規定により議事参与の制限に該当いたします。はじめに申請番号 6 番の審議を行い、次に申請番号 7 番、8 番の審議を行います。 はじめに、申請番号 6 番の審議を行います。農業委員会会議規則第 10 条の規定により議事参与の制限に該当いたしますので、該当する委員に一時退室を求めます。議席番号 5 番中山雅博委員は退室をお願いいたします。この際、暫時休憩いたします。 (中山委員退室)
議長	休憩前に引き続き会議を再開します。次に、申請番号 6 番について担当地区の野村三男推進委員より意見を求めます。
推進委員	第 1 地区担当推進委員の野村です。申請番号 6 番についてご報告をいたします。令和 7 年 5 月 9 日 9 時半より、新井農業委員、森本農業委員、田口推進委員及び私並びに事務局職員 2 名の合計 6 名で申請農地及び保有農地について現地調査確認を行いました。申請地及び保有農地は農地として利用されており、周辺の農地に及ぼす影響もないものと思われます。以上のことから問題なし、としてご報告をいたします。
議長	次に、事前審査委員より報告を求めます。議席番号 16 番 萩原 勝委員より申請番号 6 番の事前審査の報告を求めます。
委員	議席番号 16 番萩原勝です。申請番号 6 番について事前審査の報告をします。日時、事前審査委員等はお示ししたとおりです。申請地及び保有農地について担当地区推進委員に意見を求めたところ、問題はなく、農地法第 2 条の 2 で定められた農地の農業上の適正かつ効率的な利用が確保されている、と報告を受けました。事前審査における現地調査を実施したところ、担当推進委員の報告のとおり、申請地は住宅敷地が確認できました。申請については問題は無く、周辺農地に及ぶ影響も無いと思われます。以上のことから事

	前審査委員 4 人の合議により許可相当、とすることと決しました。 以上でございます。
議長	これより質疑を求めます。発言のある方は挙手願います。 (質問、意見なし)
議長	質疑なしと認め、質疑を終結します。採決にはいります。申請番号 6 番を事前審査委員の報告のとおり、「許可相当」とすることに賛成の委員の起立を求めます。 (全員起立)
議長	起立全員です。よって、議案第 2 号「農地法第 4 条（知事）」申請番号 6 番を事前審査委員の報告のとおり許可相当、と意見を付して県知事に送付いたします。 この際、暫時休憩といたします。それでは、委員の入室をお願いします。 (中山委員入室)
議長	休憩前に引き続き、会議を再開します。 次に、申請番号 7 番について、担当地区の関根栄推進委員より意見を求めます。
推進委員	第 2 地区推進委員の関根栄です。申請番号 7 番について報告いたします。令和 7 年 5 月 12 日に、市川農業委員会会長、石川農業委員、岩本推進委員及び私の 4 名で申請地及び保有農地の現地調査等を実施しました。その結果、問題はなく、農地法第 2 条の 2 で定められた農地の農業上の適正かつ効率的な利用が確保されていることが確認できました。以上のことから問題なし、と意見を述べ、報告いたします。
議長	次に、申請番号 8 番について、担当地区の横川浩之推進委員より意見を求めます。
推進委員	第 3 地区推進委員の横川です。申請番号 8 番について報告いたします。令和 7 年 5 月 13 日午前 9 時 15 分より、水口農業委員、岡田農業委員、石井推進委員と私を含め 4 名で、申請地及び周辺農地の現地調査を実施したところ、申請地は宅地の敷地内にあり、また、隣接する農地との間にブロック塀とフェンスが設置されており、周辺農地への影響もないものと確認いたしま

	した。以上のことから、問題なしと意見を述べ、報告いたします。
議長	次に、事前審査委員より報告を求めます。議席番号 16 番萩原勝委員より申請番号 7 番、8 番の事前審査の報告を求めます。
委員	議席番号 16 番萩原勝です。申請番号 7 番、8 番について一括して事前審査の報告をします。申請地及び保有農地について担当地区推進委員に意見を求めたところ、問題はなく、農地法第 2 条の 2 で定められた農地の農業上の適正かつ効率的な利用が確保されている、と報告を受けました。事前審査における現地調査を実施したところ、問題は無く、周辺農地に及ぶ影響も無いと思われま。以上のことから、事前審査委員 4 人の合議により許可相当、とすることと決しました。
議長	これより質疑を求めます。発言のある方は挙手願います。 (質問、意見なし)
議長	質疑なしと認め、質疑を終結します。採決にはいります。申請番号 7 番、8 番を事前審査委員の報告のとおり許可相当、とすることに賛成の委員の起立を求めます。 (全員起立)
議長	起立全員です。よって、議案第 2 号「農地法第 4 条 (知事)」申請番号 7 番、8 番を事前審査委員の報告のとおり許可相当、と意見を付して県知事に送付いたします。
議長	次に、日程 3、議案第 3 号「農地法第 5 条 (知事)」を議題といたします。申請番号 21 番から 26 番について事務局より説明を求めます。
事務局	議案書 3 頁をご覧ください。議案第 3 号「農地法第 5 条 (知事)」について許可申請が 6 件ありましたので、審議を求めます。 はじめに、申請番号 21 番、所有権移転。詳細は議案書のとおり。申請者は歯科医であり、転用計画は歯科医院駐車場の拡張です。現在、申請地の隣地にて歯科医院を経営し、敷地内に患者用駐車場 4 台分、近隣に従業員用の駐車場を確保し、使用しています。今年から歯科医が 1 名増え、患者の増加が見込めること、それに伴い従業員を増やし対応するため、駐車場を拡張し、20 台分とする計画とのことですが、土地利用計画図に駐車スペースの寸法が無いこと、また従業員名簿の添付が無いため、現在代理人に確認を求めて

いるところです。案内図は19頁、詳細図は20頁となります。現地はスクリーンをご覧ください。農用地からの除外については確認済です。該当する土地改良区はありません。被害防除措置としてコンクリートブロックを設置します。資金計画については金融機関からの融資ですが、資金計画書に記載された融資見込額と、金融機関発行の融資見込証明書の金額が合わないため、現在代理人に確認を求めているところです。農地転用に係る事業計画の内容が開発行為を伴うため、本申請と同時に開発申請手続きがされています。申請書は整い、農地区分は、申請地周辺は農振農用地です。

次に、申請番号22番、所有権移転。詳細は議案書のとおり。転用計画は都市計画道路整備のための収用に伴う自己用住宅の建築です。案内図は21頁、詳細図は22頁となります。現地はスクリーンをご覧ください。農用地ではないことを確認済です。農地の転用については該当する土地改良区発行の支障ない旨の意見書が添付されています。接続道路は西側の道路に接続しています。被害防除措置としてコンクリートブロックを設置します。雨水は敷地内浸透処理です。生活排水は合併処理浄化槽で処理後、既設道路側溝に排水する計画で、該当する土地改良区発行の事前協議書が添付されています。資金計画については親族からの融資で、融資者の融資証明書が添付がされています。農地転用に係る事業計画の内容が開発行為を伴うため、本申請と同時に開発申請手続きがされています。申請書は整い、農地区分は、申請地周辺は集団的農地が10ヘクタール未満であり、第2種農地と考えます。

次に、申請番号23番、使用貸借権設定。詳細は議案書のとおり。転用計画は農地改良工事で、申請地は地盤が軟弱で農作業が困難なため、農地改良を行い、陸田とする計画とのことです。工事内容は現在の表土を耕作土として使用するため建設根伐発生土を搬入したあと、表土を埋め戻す客土Cの方法で行うとのことです。案内図は23頁、詳細図は24頁から26頁となります。スクリーンをご覧ください。申請地となります。農地改良後は稲作を行う計画です。工事期間は許可日から9か月間です。農地の転用については、該当する土地改良区発行の支障ない旨の意見書が添付されています。資金計画については自己資金で、金融機関発行の残高証明書が添付されています。申請書は整い、農地区分は、申請地周辺は農振農用地です。

次に、申請番号24番、使用貸借権設定。詳細は議案書のとおり。転用計画は自己用住宅を建築するため、市街化調整区域に長期居住する者の親族のための自己用住宅に該当します。案内図は27頁、詳細図は28頁となります。現地はスクリーンをご覧ください。農用地からの除外については確認済です。農地の転用については該当する土地改良区発行の支障ない旨の意見書が添付されています。接続道路は南側の道路に接続しています。被害防除措置としてマウントトップを設けます。雨水は敷地内浸透処理です。生活排水は、合併処理浄化槽で処理後、既設道路側溝に排水する計画です。資金計画については金融機関からの融資で、金融機関発行の住宅ローン事前審査結果

が添付されています。農地転用に係る事業計画の内容が開発行為を伴うため、本申請と同時に開発申請手続きがされています。申請書は整い、農地区分は、申請地周辺は農振農用地です。

次に、議案書4頁、申請番号25番、使用貸借権設定。詳細は議案書のとおり。転用計画は農地改良工事で、申請地は圃場整備が進んでおらず、地形上、機械による一体的な耕作が難しいことから、農地改良を行い、畑とする計画とのことです。工事内容は現在の表土を耕作土として使用するため建設発生土を搬入したあと、表土を埋め戻す客土Cの方法で行うとのことです。県要綱に定められた深さの耕作土60cmを確保していない場所があり、現在代理人に確認を求めているところです。案内図は29頁、詳細図は30頁から32頁となります。スクリーンをご覧ください。申請地となります。農地改良後はキャベツを作付ける計画です。工事期間は許可日から6か月間です。農地の転用については、該当する土地改良区発行の支障ない旨の意見書が添付されていますが、畑地部分についての意見書が添付されておらず、現在代理人に確認を求めているところです。資金計画については使用借人となる申請者の計画書及び資力を証明する書類の添付が無く、代理人に提出を求めているところです。申請書は整い、農地区分は、申請地周辺は集团的農地が10ヘクタール未満であり、第2種農地と考えます。

次に、申請番号26番、賃貸借権設定。詳細は議案書のとおり。申請法人は土木工事業を営んでおり、転用計画は資材置き場の設置です。現在、申請地近隣に資材置き場を賃借し、ユンボ1台、トラック1台、軽バン1台を置くほか、木くず、残土、碎石、コンクリート製品等を置いています。業績が伸びて、扱う資材の置場に困っていることから新たに資材置き場を設置する計画です。なお、今までの資材置き場は引き続き使用する、とのことです。案内図は33頁、詳細図は34頁となります。現地はスクリーンをご覧ください。農用地でないことは確認済みです。農地の転用については該当する土地改良区発行の支障ない旨の意見書が添付されています。被害防除措置として単管パイプ柵を設置します。雨水は碎石敷きのため、敷地内浸透処理です。資金計画については自己資金で、金融機関発行の残高証明書が添付されています。申請書は整い、農地区分は、申請地周辺は集团的農地が10ヘクタール未満であり、第2種農地と考えます。

議長

本案のうち、申請番号23番については、私が利用権を設定している農地の案件のため、農業委員会会議規則第10条の規定により、議事参与の制限に該当いたしますので、申請番号21番、22番及び24番から26番と別々に審議いたします。

はじめに申請番号23番について審議を行いますので、私は退室し、議長を伊藤職務代理にお願いいたします。この際、暫時休憩いたします。

	(市川会長退室)
職務代理	休憩前に引き続き、会議を再開します。次に、申請番号 2 3 番について担当地区の上原剛雄推進委員より意見を求めます。
推進委員	第 4 地区推進委員の上原剛雄です。申請番号 2 3 番について報告いたします。令和 7 年 5 月 1 4 日に、伊藤職務代理、岡本農業委員、石山農業委員、森住農業委員、金子推進委員、横井推進委員、齋藤推進委員、及び私の 8 名で申請地及び保有農地の現地調査等を実施したところ、問題は無く、農地法第 2 条の 2 で定められた農地の農業上の適正かつ効率的な利用が確保されておりました。以上のことから問題なし、と意見を述べ、報告といたします
職務代理	次に、事前審査委員より報告を求めます。議席番号 2 番飯島優子委員より申請番号 2 3 番の事前審査の報告を求めます。
委員	議席番号 2 番飯島優子です。申請番号 2 3 番について事前審査の報告をします。日時、事前審査委員等はお示ししたとおりです。申請地及び申請人保有農地について担当地区推進委員に意見を求めたところ、問題はなく、農地法第 2 条の 2 で定められた農地の農業上の適正かつ効率的な利用が確保されている、との報告を受けました。申請地の現地調査を実施したところ、問題は無く、周辺農地に及ぶ影響も無いと思われます。申請についても問題は無いことから、事前審査委員 4 人の合議により許可相当、とすることと決しました。
職務代理	これより質疑を求めます。発言のある方は挙手願います。
委員	発言を求めます。
職務代理	岡田委員、発言を許します。
委員	議席番号 1 0 番の岡田です。申請番号 2 3 番について質問します。申請地は江戸川に面しており、周囲の道路がとても狭い場所です。路肩も落ちており地元の道路の破損等も考えられます。9 か月間の事業期間ですので、農業委員会事務局の方から道路管理課へ、施工業者に指導するよう要請してほしい、と考えております。農地改良の申請が悪いということではなく、大型車の出入りにより農道が破損することを懸念しております。
職務代理	事務局、答弁をお願いします。

事務局	はい、議長、庄和北部も含めまして道が狭いところがございます。そういったところで一時転用のトラックが出入りする場合、当然業者の方にも農業委員会から指導もしておりますし、運搬計画書も道路管理課の方に提出しておりますので、着工前、着工後、完了を確認するようにしております。
職務代理 委員	岡田委員、いかがですか。
委員	分かりました。
職務代理	その他に質疑を求めます。発言のある方は挙手を願います。
	(質問、意見なし)
職務代理	質疑なしと認め、質疑を終結します。採決にはいります。申請番号23番を事前審査委員の報告のとおり許可相当、とすることに賛成の委員の起立を求めます。
	(全員起立)
職務代理	起立全員です。よって、議案第3号、農地法第5条(知事)申請番号23番を許可相当、と意見を付して県知事に送付いたします。
職務代理	ここで私は議長の任を降り、市川会長と交代いたします。この際、暫時休憩いたします。それでは、市川会長の入室をお願いします。
	(市川会長入室)
議長	休憩前に引き続き、会議を再開します。 次に、申請番号21番、22番及び24番から26番の審議を行います。申請番号24番、25番について、担当地区の小川優推進委員より意見を求めます。
推進委員	第2地区推進委員の小川です。申請番号24番について報告いたします。令和7年5月12日に川鍋農業委員、加藤農業委員、大塚推進委員と私の計4名で申請地及び申請人保有農地での現地調査を実施したところ、問題はなくnで定められた農地の農業上の適正かつ効率的な利用が確保されておりました。いじょう問題なしと意見を述べ、報告いたします。 次に、申請番号25番について報告いたします。令和7年5月12日に、川鍋農業委員、加藤農業委員、大塚推進委員と私の合計4名で申請地及び申

	請人保有農地について現地調査を実施したところ、問題はなく、周辺農地に及ぼす影響もないと思われます。申請についても問題はないことから、問題なしと意見を述べ、報告いたします。
議長	次に、事前審査委員より報告を求めます。議席番号２番飯島優子委員より申請番号２１番、２２番及び２４番から２６番の事前審査の報告を求めます。
委員	議席番号２番飯島優子です。はじめに、申請番号２１番について事前審査の報告をします。日時、事前審査委員等はお示ししたとおりです。申請地の現地調査を実施したところ、問題は無く、周辺農地に及ぶ影響も無いと思われます。しかしながら事務局の説明のとおり、申請に添付した土地利用計画図に駐車スペースの寸法の記入、及び駐車場を利用する従業員名簿の提出がないこと、また資金計画書に記載された融資金額と、融資証明書に記載された融資金額が一致しておりません。以上のことから、埼玉県審査にあたっては、転用後の土地利用と資金計画についてきちんと確認することを条件とし、事前審査委員４人の合議により許可相当、とすることと決しました。 次に、申請番号２２番について事前審査の報告をします。日時、事前審査委員等はお示ししたとおりです。申請地の現地調査を実施したところ、問題は無く、周辺農地に及ぶ影響も無いと思われます。なお、事前審査の時点では、申請に添付すべき資金計画書のうち、親族からの融資を証明する書類がありませんでしたが、今月２０日の事前審査後に提出があった、と事務局から報告を受けております。以上のことから、事前審査委員４人の合議により許可相当、とすることと決しました。 次に、申請番号２４番について報告します。日時、事前審査委員等はお示ししたとおりです。申請地及び申請人保有農地について担当地区推進委員に意見を求めたところ、問題はなく、農地法第２条の２で定められた農地の農業上の適正かつ効率的な利用が確保されている、との報告を受けました。申請地の現地調査を実施したところ、問題は無く、周辺農地に及ぶ影響も無いと思われます。申請についても問題は無いことから、事前審査委員４人の合議により許可相当、とすることと決しました。 次に、申請番号２５番について事前審査の報告をします。日時、事前審査委員等はお示ししたとおりです。申請地及び申請人保有農地について担当地区推進委員に意見を求めたところ、申請地に問題は無かったものの、保有農地の一部に駐車場となっている場所や、住宅への進入路となり、砂利が敷かれている、と報告がありました。事前審査における現地調査を実施したところ、担当推進委員の報告のとおり、申請者３名のうち、２名の保有農地が駐車場や通路として利用されており、不適切な状態であることが確認できました。事務局からの報告によれば、代理人に指導したところ、代理人からは「不

適切な農地利用をしている２名のうち、１名は改善の意思を示したものの、もう１名は意思を示さなかった」とのことです。このようなことから、農地法第２条の２で定められた農地の農業上の適正かつ効率的な利用が確保されておらず、改善の見込みも、今のところ無いことから事前審査委員４人の合議により不許可相当、とすることと決しました。

次に、申請番号２６番について事前審査の報告をします。日時、事前審査委員等はお示ししたとおりです。申請地の現地調査を実施したところ、問題はなく、周辺農地に及ぶ影響も無いと思われます。申請についても問題は無いことから、事前審査委員４人の合議により許可相当、とすることと決しました。

議長

これより質疑を求めます。発言のある方は挙手願います。

(委員入室)

議長

質疑なしと認め、質疑を終結します。おはかりいたします。申請番号２５番について、事前審査委員より不許可相当、と報告がありました。

次に申請番号２１番について「許可相当とし、ただし条件を付す必要がある」と報告がありました。よって、はじめに申請番号２５番、次に申請番号２１番、次に、申請番号２２、２４番及び２６番を別々に審議することに異議ございませんか。

(なしの声あり)

議長

異議なしと認めます。採決にはいります。はじめに、事前審査委員の報告のとおり、申請番号２５番を不許可相当、とすることに賛成の委員の起立を求めます。

(全員起立)

議長

起立全員です。よって、議案第３号「農地法第５条（知事）」申請番号２５番を事前審査委員の報告のとおり不許可相当、と意見を付して、県知事に送付いたします。

議長

次に、申請番号２１番を「許可相当とし、ただし事前審査委員の報告のとおり、意見書に条件を付する」ことに賛成の委員の起立を求めます。

(全員起立)

議長	起立全員です。よって、議案第3号「農地法第5条（知事）」申請番号21番を事前審査委員の報告のとおり「許可相当とし、ただし意見書に条件を付して」県知事に送付いたします。
議長	次に、申請番号22番、24番及び26番を事前審査委員の報告のとおり許可相当、とすることに賛成の委員の起立を求めます。 （全員起立）
議長	起立全員です。よって、議案第3号「農地法第5条（知事）」申請番号22番、24番及び26番を事前審査委員の報告のとおり許可相当、と意見を付して県知事に付いたします。
議長	次に、日程4、議案第4号「租税特別措置法適格者証明」を議題といたします。申請番号9番から12番について、事務局より説明を求めます。
事務局	議案書5頁をご覧ください。議案第4号「租税特別措置法適格者証明について」申請が4件ありましたので審議を求めます。租税特別措置法適格者証明は、申請人が租税特別措置法の適格者であることを証明するもので、農地等に係る相続税の納税猶予の適用を受けるために必要な書類です。新規に適用を受ける場合又は3年毎に引き続き適用を受ける場合に必要となり、申請人が農業経営を行い対象農地が適正に利用されていることを証明するものです。 はじめに、議案書5頁申請番号9番（経営主）と10番（主の息子）は申請者が2分の1ずつの共有持ち分なので、併せて説明いたします。詳細は議案書のとおり。案内図は35頁、36頁及びスクリーンをご覧ください。本申請は納税猶予の継続申請です。申請理由は、申請農地を相続したことにより、相続税の納税猶予の制度の適用に関し、租税特別措置法適格者証明願いがあったものです。申請番号10番の申請者が経営主で年間従事日数は100日です。 次に、申請番号11番。詳細は議案書のとおり。案内図は37頁、及びスクリーンをご覧ください。本申請は納税猶予の継続申請です。申請理由は申請農地を相続したことにより、相続税の納税猶予の制度の適用に関し、租税特別措置法適格者証明願いがあったものです。申請者の夫が経営主で年間従事日数は240日です。 次に、議案書7頁、申請番号12番、詳細は議案書のとおり。案内図は38頁及びスクリーンをご覧ください。本申請は納税猶予の継続申請です。申請理由は、申請農地を相続したことにより、相続税の納税猶予の制度の適用に関し、租税特別措置法適格者証明願いがあったものです。申請者が経営主

	で年間従事日数は60日です。
議長	次に、申請番号9番、10番について担当地区の遠藤敏壽推進委員より意見を求めます。
推進委員	第1地区推進委員の遠藤敏壽です。申請番号9、10番について報告いたします。令和7年5月9日に、石塚農業委員、齋藤農業委員、濱野推進委員、及び私の4名で申請地の現地調査等を実施したところ、問題は無く、農地法第2条の2で定められた農地の農業上の適正かつ効率的な利用が確保されていることが確認できました。以上のことから問題なし、と意見を述べ、報告といたします。
議長	次に、申請番号11番について、担当地区の中村勝利推進委員より意見を求めます。
推進委員	第1地区推進委員の中村勝利です。申請番号11番について報告いたします。令和7年5月9日に、山崎農業委員、飯島農業委員、朝倉推進委員、及び私の4名で申請地の現地調査等を実施したところ、問題は無く、農地法第2条の2で定められた農地の農業上の適正かつ効率的な利用が確保されていることが確認できました。以上のことから問題なし、と意見を述べ、報告といたします。
議長	次に、申請番号12番について、担当地区の野村三男推進委員より意見を求めます
委員	第1地区推進委員の野村三男です。申請番号12番について報告いたします。令和7年5月9日に、新井農業委員、森本農業委員、田口推進委員、及び私の4名で申請地の現地調査等を実施したところ、問題は無く、農地法第2条の2で定められた農地の農業上の適正かつ効率的な利用が確保されていることが確認できました。以上のことから問題なし、と意見を述べ、報告といたします。
議長	次に、議席番号3番 齋藤昭雄委員より申請番号9番から12番の事前審査の報告を求めます。
委員	議席番号3番齋藤昭雄です。申請番号9番から12番について、一括して事前審査の報告をします。日時、事前審査委員等はお示ししたとおりです。担当推進委員に意見を求めたところ、問題なく、農地法第2条の2で定められた農地の農業上の適正かつ効率的な利用が確保されている、と報告を受け

	ました。以上のことから、事前審査委員 4 人の合議により証明する、とすることと決しました。
議長	これより質疑を求めます。発言のある方は挙手願います。
議長	質疑なしと認め、質疑を終結します。採決にはいります。申請番号 9 番から 12 番を事前審査委員の報告のとおり証明することに、賛成の委員の起立を求めます。 (全員起立)
議長	起立全員です。よって、議案第 4 号「租税特別措置法適格者証明」申請番号 9 番から 12 番を事前審査委員の報告のとおり証明することと決定しました。
議長	次に、日程 5、議案第 5 号「生産緑地法従事者証明」を議題といたします。申請番号 1 番について事務局より説明を求めます。
事務局	議案書の 8 頁をご覧ください。議案第 5 号「生産緑地法従事者証明」について証明願が 1 件ありましたので審議を求めます。この「生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明書」とは、生産緑地地区で主に農業を営む者が死亡、または一定の故障が生じたことにより、農業の継続が困難になった場合に、申請者が市に生産緑地の買い取りを申し出をする際に必要な証明書で、死亡、または故障した者が農業に従事していたことを証明するものです。 議案書 8 頁、申請番号 1 番、詳細は議案書のとおり。案内図は 39 頁、及びスクリーンをご覧ください。申請理由は対象者がこれまで農業を営んでおりましたが、令和 6 年 2 月 16 日に死亡したことにより、申請人が農業を続けられないため、この度の申請に至ったものです。
議長	次に、申請番号 1 番について、担当地区の横川浩之推進委員より意見を求めます。
推進委員	第 3 地区推進委員の横川浩之です。申請番号 1 番について報告いたします。令和 7 年 5 月 13 日午前 9 時 15 分より、水口農業委員、岡田農業委員、石井推進委員と私を含め 4 名で、申請地及び周辺農地の現地調査を実施しました。その結果、現地は野菜の作付けが行われており、農地法第 2 条の 2 で定められた農地の農業上の適正かつ効率的な利用が確保されていることが確認できました。以上のことから問題なし、と意見を述べ、報告いたします。

	す。
議長	次に、議席番号 3 番齋藤昭雄委員より申請番号 1 番の事前審査の報告を求めます。
委員	議席番号 3 番齋藤昭雄です。申請番号 1 番について、事前審査の報告をします。日時、事前審査委員等はお示ししたとおりです。担当地区推進委員に意見を求めたところ、現地は野菜の作付けが行われているなど、農地法第 2 条の 2 で定められた農地の農業上の適正かつ効率的な利用が確保されていることが確認できた、と報告を受けました。以上のことから、事前審査委員 4 人の合議により証明する、ことと決しました。
議長	これより質疑を求めます。発言のある方は挙手願います。 (質問、意見なし)
議長	質疑なしと認め、質疑を終結します。採決にはいります。申請番号 1 番を、事前審査委員の報告のとおり証明することに、賛成の委員の起立を求めます。 (全員起立)
議長	起立全員です。よって、議案第 5 号「生産緑地法従事者証明」申請番号 1 番を事前審査委員の報告のとおり証明する、ことと決定しました。
議長	次に、日程 6、議案第 6 号「令和 8 年度農林関係税制改正に関する要望について」を議題といたします。事務局より説明を求めます。
事務局	議案書 9 頁をご覧ください。議案第 6 号「令和 8 年度農林関係税制改正に関する要望」について、埼玉県農業会議から意見の取りまとめと報告を求められたので、審議を求めるものです。4 月 25 日に農業委員に配布し、5 月 9 日まで意見の聴取を依頼しましたが、意見はありませんでした。よって、議案書 10 頁の案のとおり「なし」として報告してよいか、ご審議お願いいたします。
議長	これより質疑を求めます。発言のある方は挙手願います。 (質問、意見なし)

議長	質疑なしと認め、質疑を終結します。採決にはいります。議案第 6 号「令和 8 年度農林関係税制改正に関する要望について」を原案のとおり決定することに賛成の委員の起立を求めます。 (全員起立)
議長	起立全員です。よって議案第 6 号「令和 8 年度農林関係税制改正に関する要望について」を原案のとおり決定し、一般社団法人埼玉県農業会議に報告いたします。
議長	次に、伊藤運営委員長から発言を求められておりますので、これを許します。
職務代理	本日午前 9 時 0 0 分から開催した運営委員会の議題のうち (2) 「令和 8 年度県農地利用の最適化施策に関する意見について」を議案第 7 号とし、追加議案として農業委員会総会に諮ることと決定いたしました。
議長	只今、運営委員長から追加議案の審議について報告がありました。おはかりいたします。先ほどの報告のとおり本日の日程に追加し、直ちに議題としたいと思います。これにご異議ございませんか。 (なしの声あり)
議長	異議なしと認めます。よって本日の日程に追加し、直ちに議題とすることに決しました。事務局より追加議案目録の配布をお願いします。この際、暫時休憩いたします。 (追加議案目録の配布)
議長	休憩前に引き続き、会議を再開します。ただいま配布した追加議案目録及び次のページの議事日程のとおり、日程 7、議案第 7 号「令和 8 年度県農地利用の最適化施策に関する意見について」1 議案 1 件を日程に追加し、審議を再開します。 日程 7、議案第 7 号「令和 8 年度県農地利用の最適化施策に関する意見について」を議題といたします。このことについて、事務局より説明を求めます。
事務局	追加議案目録の 3 頁をご覧ください。議案第 7 号「令和 8 年度県農地利用の最適化施策に関する意見の提出について」埼玉県農業会議から意見の提出

を求められたので、審議を求めるものです。5月の農地パトロールの際に農業委員及び農地利用最適化推進委員に再度、意見の聴取を依頼したところ、議案書4頁から5頁のとおり「担い手に関する事項」のうち、「①人材確保について」2件、「②経営改善支援について」1件、「③地域農産物に関する事項について」2件、合計5件の案が寄せられました。意見の内容は議案書のとおりです。これらの意見については、今日の運営委員会にて内容を精査し、意見の案を整えたものでございます。これらのとおり埼玉県農業会議あて提出してよいか、ご審議お願いいたします。

議長 これより質疑を求めます。発言のある方は挙手願います。

委員 はい、議長。

議長 石川委員、発言を許します。

委員 議席番号8番、石川勝也です。追加議案目録の5頁、一番上の欄にある「担い手に関する事項」「①人材確保について」の支援策の詳細と効果の欄の2行目に「食糧自給率」とありますが、この場合は「食料自給率」と表記するのが正しいのではないのでしょうか。

議長 事務局、回答をお願いします。

委員 ご指摘のとおり「食料自給率」という表記が正しいことが分かりましたので修正させていただきます。大変申し訳ございませんでした。

議長 他に、発言のある方は挙手願います。

委員 はい、議長。

議長 岡田委員、発言を許します。

委員 議席番号10番、岡田實です。追加議案目録の4頁、一番上の欄にある「担い手に関する事項」「①人材確保について」の支援策の詳細と効果の欄の1行目に「家庭的農業」とありますが、これは小規模農業と改めたほうがよいのではないかと考えます。次に「公的な法人を設立して農業労働力の確保や農作業機械の管理」とありますが、少しわかりにくいと思います。次に、その下に支援策の詳細等々ありますが、その中の最後の行にある「公的機関を設置する仕組みを検討してほしい」とありますが、これは農地の幹旋や農業公社とかそういうことでしょうか。以上3点についてお答えください。

議長	事務局、回答をお願いします。
事務局	1点目ですが、法人を除けば、家族を農業経営体として営んでいる方が非常に多いと考えています。そのため、このような表現をしております。次に、2点目ですが、農業用機械が非常に高価であり、家族で農業を営んでいる方には非常に負担だ、というお話も伺っております。そのため、機械を協同して使用する仕組みがあったほうがよいのでは、という話からこのような意見を盛り込みました。最後の3点目ですが、農地の幹旋や集積・集約についてはもともと農業委員会の業務でありますので、改めて県への要望は必要ないもの、と考えております。
委員	はい、議長。
議長	岡田委員、発言を許します。
委員	3点目の質問に対する回答については理解いたしました。1点目の家庭的農業についてですが、農家でない家の家庭菜園のようなイメージがあります。そして2点目の農作業機械の協同利用ですが、農家の方々はなかなかそういうことが出来ません。そのため農作業機械のバンクのような仕組みを作って管理していくことがいいと考えます。庄和地区にはそのような組合も過去にありましたのでぜひ検討していただきたいと考えております。
議長	事務局、いかがでしょうか。
事務局	お答えいたします。まず1点目でございますが、国のホームページにもあるとおり「家族農業」に改めさせていただきます。次に「公的な観点から農作業機械云々」の箇所でございますが、私と議事参与の農業振興課長とともに農業機械の時間的なレンタル、部分貸しというのを実際に行っているのを見てきました。今後、春日部でもそういったものができたら、という思いもあり、具体的ではありませんが、このような仕組みを公的な機関からも整えてくださいというような意味でお考えいただければ、と思います。
議長	他に、発言のある方は挙手願います。 (質問、意見なし)
議長	質疑なしと認め、質疑を終結します。採決にはいります。議案第7号「令和8年度県農地利用の最適化施策に関する意見について」を一部修正の上、

	承認することに賛成の委員の起立を求めます。
	(全員起立)
議長	起立全員です。よって、議案第7号「令和8年度県農地利用の最適化施策に関する意見について」一部修正の上、承認し、一般社団法人埼玉県農業会議に報告いたします。
議長	次に、追加議案目録の2ページをご覧ください。 日程8 報告第1号「農地法第3条の3（相続等による権利移動）」 日程9 報告第2号「農地法第4条（届出）」 日程10 報告第3号「農地法第5条（届出）」 日程11 報告第4号「違反転用事案報告について」 につきましては、議案書の12頁から18頁にお示しのとおりです。
議長	次に、配布資料につきましては、お手元の資料のとおりです。
議長	次に、その他でございますが、何かありますか。
議長	次に、次回日程及び次回事前審査につきましては、事務連絡にてお示しのとおりです。
議長	本日の議案の審議ならびに報告等はすべて終了いたしました。
議長	以上をもちまして、2025年第5回総会を閉会いたします。
	閉会（午前11時18分）

議事の顛末・概要を記載し、その相違なきことを証するためここに署名する。

令和7年 月 日

署名者の職・氏名

議 長 会 長 _____

農業委員 17番 _____

農業委員 18番 _____

農業委員 1 番 _____